

宝電機工業株式会社

グリーン調達基準書

(T製部-1027 第9版)

発行 2026年4月15日

■目次

1. 目的
 2. 環境に関する基本理念
 3. グリーン調達基準書の主旨
 4. グリーン調達基準
 5. お取引先様へのご依頼事項
 6. 基準書の見直しについて
 7. グリーン調達に関する調査協力をお願い
- 改版・改訂履歴

1. 目的

宝電機工業株式会社及び福島タカラ電気工業株式会社（以下、当Gと呼ぶ）は、環境活動の一環として顧客重視の基本方針に則り、部品の調達から製品出荷まで全てのプロセスにおいて、環境負荷の少ない製品をお客様に提供するため、本グリーン調達基準書を作成し運用します。

また、環境基本理念、グリーン調達基準、管理対象化学物質を明確にし各種法令遵守と地球環境への負荷低減に寄与することを目的にします。

2. 環境に関する基本理念

2.1 環境に関する基本的な考え方

当Gは高秀グループの社是「誠実」を常に念頭に置き、品質方針、環境方針に加え、含有化学物質管理基本方針を理解しお客様をはじめ地球規模での環境への取り組みを行い、持続可能な社会の実現に貢献します。

特に、含有化学物質管理においては、お客様のご要求を満足した製品の出荷、工程管理を行います。

2.2 含有化学物質管理基本方針

当Gは、以下の含有化学物質管理基本方針の各項目の取り組みを積極的に推進し、地域社会との共存、健全な地球環境の維持継続を図っていきます。

【含有化学物質管理基本方針】

1. 宝電機グループは、顧客重視に則り、含有化学物質マネジメントシステムを構築し、システムに基づきお客様に製品を出荷する。
製品に環境及び人体に有害な化学物質を含有させない管理を行い、環境影響への配慮及び汚染防止に努める。
2. 含有化学物質に関する国内及び国際法規を遵守する。
3. 全従事者に含有化学物質管理に関する共育・訓練を行い、含有化学物質に対する意識の向上と積極的改善活動が出来る人材を育成する。
4. 含有化学物質管理に関する目的・目標を設定し活動を行い、継続的改善が出来る体制を構築する。

3. グリーン調達基準書の趣旨

本基準書は、グリーン調達に関する当社の基準を明示するとともに調達お取引先様から納入していただく材料、部品、ユニット品、製品、副資材、包装資材品等について、調達お取引先様にお願いする具体的内容について記載しています。

当Gは、本基準書に記載したグリーン調達基準に基づく調達を行い、地球環境保全に取り組みます。

4. グリーン調達基準

当社では、環境保全活動を積極的に推進している調達取引先様から、環境負荷の少ない材料・部品・ユニット品・製品・副資材及び包装材を調達することを考えています。そのため以下のようなグリーン調達基準を定めグリーン調達を推進しています。

4.1 環境管理システム（EMS）の構築

当Gでは、環境経営の一環として環境管理システム（EMS）を構築し、運用・活用しています。（ISO14001）

調達お取引先様にもISO14001または同様な管理システムの構築のお願いをするとともに積極的な取り組みをお願いします。

このような取り組みをされているお取引様からの調達を優先します。

4.2 含有化学物質の管理

調達品の含有化学物質管理については、JAMP（注1）における合意事項を重視し、JAMPが発行する「製品含有化学物質管理ガイドライン」または全国中小企業団体中央会が発行する「中小企業のための製品含有化学物質管理実践マニュアル」に準拠した管理を実施します。お取引様にも「製品含有化学物質管理ガイドライン」に沿った管理システムの構築をお願いします。

（注1）：JAMP（Joint Article Management Promotion-consortium）アーティクルマネジメント推進協議会（以下 JAMP と記す）の略称であり、サプライチェーンにおける製品含有化学物質情報の円滑な開示・伝達のための仕組み作りを推進する非営利団体で、2006年9月に発足した。

活動の詳細などは、次のURLを参照してください。

JAMP URL : <https://chemsherpa.net/>

4.3 宝電機環境関連物質リスト

当Gでは、「管理対象化学物質一覧（T製部-1027 別冊）」を定め、調達品の含有化学物質を管理します。

表1 環境関連物質区分

区分	判断基準	該当物質（群）
レベルA （禁止物質群）	調達品（包装材料、副資材品を含む）への含有を禁止する物質（群）。国内外の法規制で製品（包装材料、副資材品を含む）への使用が禁止または制限されている物質（群）	基準書別冊 3-1)項 別表1
レベルB （管理物質群）	使用状態を把握し、削減・代替化等の環境負荷低減に努める物質（群）、またはクローズドシステムで回収・無害化を図り環境への影響を抑制する物質（群）。	基準書別冊 3-2)項 別表2

5. お取引先様へのご依頼事項

当Gでは、グリーン調達を推進するために、ビジネスパートナーである調達お取引様に「お取引様での環境保全の推進」、「環境負荷の小さい材料・部品・ユニット品・製品等の供給」、「調達品の環境品質確保のための契約の締結」ならびに「各種調査へのご協力」をお願いいたします。

5.1 お取引様での環境保全の推進

お取引様に積極的な環境保全への取り組み（環境方針策定・システム構築・運用等）をお願いいたします。

5.2 環境負荷の小さい材料・部品・製品等のご供給

お取引様の納入品については、製品含有化学物質の管理として、以下の推進・徹底をお願いいたします。

(1) 製品含有化学物質管理体制（マネジメントシステム）の構築と運用

JAMP が提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン】を参考に製品含有化学物質管理マネジメントシステムの構築、運用をお願いいたします。

(2) 有害化学物質の削減等、環境負荷の小さい材料・部品等の調達（グリーン調達）の実施。

(3) 当Gからお願いする環境関連物質使用状況調査への回答。

(注) ご提出いただいた資料及び資料に記載された情報については、当該調達品に関係する当社グループ会社が開示する場合や、当Gのお客様要求等に基づきお客様が開示する場合があります。

【補足】JAMP【製品含有化学物質管理ガイドライン】は、サプライチェーン全体で製品含有化学物質情報の授受が適切かつ確実に行われるように組織における製品含有化学物質管理のポイントをまとめたものです。

（扱う製品や工程、業態などにより、最適な管理の方法は異なりますので、リスクに応じた適切な管理方法を自ら検討／実践／継続的維持・改善することが必要です。）

5.3 調達品の環境品質確保のための契約の締結

調達品の環境品質確保のため、お取引に際し「品質保証協定書」の締結をお願いいたします。

5.4 お取引様の情報提供

当Gに納入する物品の開発・生産・販売を行う事業所に係る環境関連法規制およびその他の適用可能な法的要求事項に関し、公的機関から事業所の責任者に対し、改善に必要な措置をとることを命じられた場合または罰則を科せられた場合は、速やかに連絡をお願いいたします。

5.5 本書の取り扱い上の注意

本グリーン調達基準書では、リストなどの中にいくつかの材料について法令の引用と規制限度について言及していますが、これらの引用および規制限度を法令順守目的で利用しないで下さい。

また、材料および化学物質に関する望ましい使用方法ならびに法的規制・禁止の例も提示していますが、それらの例は参照のためだけのものであり、全て使用方法・規制・禁止を包括的に言及しているわけではありません。

個別の遵守については法令に従ってください。

この基準書に記載された目的に合致しない基準書の利用については責任をもつもしくは保証するものではありません。

この基準書に材料および化学物質が列挙されていても、その列挙によってそれらの環境または健康への影響に関する暗示または表示をしているわけではありません。

6. 基準書の見直しについて

6.1 基準書の策定

本基準書は含有化学物質管理グループが作成し、含有化学物質統括管理責任者が承認後発行し関係部門に配付する。

6.2 見直し

本基準書の見直しは、顧客要求があった場合やインターネット等で法令や化学物質の変更が確認された場合に行う。

7. グリーン調達に関する調査協力をお願い

7.1 お取引先様の化学物質管理体制（マネジメントシステム：CMS）に関する調査

製品含有化学物質の管理体制を構築・維持していただくため、お取引先様の化学物質管理体制の構築をお願いいたします。

マネジメントシステム構築・運用状況の調査・確認をさせていただきます。

〈調査項目〉

調査には、JAMP が提供する【製品含有化学物質管理ガイドライン 実施項目一覧表兼チェックシート】や品質管理状況確認と同様の監査に準じて確認します。

7.2 調達品の含有化学物質（群）に関する調査

新規調達品の設定および既存調達品の代替要否等の判断にあたり、化学物質（群）の含有状況を調査します。

納入品の種類や必要性に応じて、お願いする調査内容は異なる場合があります。

お願いする調査は、以下の項目です。

本基準書で定める調査書としては JAMP が定める「chemSHERPA」での提出（最新バージョン）をお願いします。

上記フォーマットでの提出が出来ない場合は個別に相談させていただきます。

なお、調査において不明点等があれば問い合わせをお願いします。

改版履歴

版数	制定・改定日	改版記事
1	H27/02/24	新規作成
2	H27/10/07	ご記入訂正 (6/7 ページ)
3	H27/12/25	<ul style="list-style-type: none">・ 1 項「はじめに」を「目的」として記述・ 5. 2 (2) 項 文言一部追加・ 6 項「基準書の見直しについて」を追加
4	2016/08/29	<ul style="list-style-type: none">・ 表紙、4/7 ページ赤字部分の変更・ 誤記入訂正 (6/7 ページ)
5	2020/09/29	<ul style="list-style-type: none">・ 7.2 項帳票を最新の「chemSHERPA」に変更
6	2023/04/07	<ul style="list-style-type: none">・ 4 項の文言変更
7	2023/05/17	<ul style="list-style-type: none">・ 当社を当Gに変更、他赤字部分追加
8	2024/09/30	<ul style="list-style-type: none">・ 中小企業のための製品含有化学物質管理実践マニュアルを全国中小企業団体中央会が発行すると訂正した。・ 4.2 項 JAMP URL の変更・ 誤字脱字の修正、全角英数字を半角に修正。
9	2026/04/15	管理対象化学物質一覧 (別冊) の変更